経営所得安定対策に関する意向調査実施要領

平成25年10月

1 目 的

農業者戸別所得補償制度については、平成23年度から本格実施され、本年度名称が経営所得安定対策に変更された。このことについて、本県の水田農業を支える大規模農業者や集落営農組織から小規模農家まで多様な層の農家を対象として、同対策に対する意向や今後の農業経営の方針等についてを調査し、課題や問題点の把握に努めるとともに施策の改善要望等の基礎資料とする。

2 調査対象

- (1) 稲作農業者(個人経営、法人) ※昨年度の調査対象者を除く
- (2) 集落営農組織(代表者又は役員)
- 3 調査方法

集落営農組織(必須) 稲作農業者 (個人、法人)

JAごとに50事例(合計450事例)を選定のうえ実施

4 調査期間

10月中旬 ~ 11月中旬

5 実施方法及び時期

10月中旬 県協議会事務局より調査用紙を各JAに配付

10月中旬~10月下旬 農業者へ調査票の配付

各JAからは配付結果を報告(JA→県協議会)

10月下旬~11月中旬 農業者はアンケートに記入後、同封の返信用封筒で郵送

(農業者→県協議会)

11月~12月 集計、分析、結果の公表